

契 約 書 (案)

島根県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、SNSリアルタイム緊急情報サービスの導入業務及び運営業務について次のとおり契約を締結する。

（業務の内容）

第1条 発注者は、SNSリアルタイム緊急情報サービスの導入業務及び運営業務（以下「業務」という。）を受注者に発注し、受注者はこれを受注するものとする。ただし、導入業務を既に行っている場合は、この業務の履行は要しないものとする。

（業務の処理方法）

第2条 受注者は、仕様書（別記1）により、業務を処理しなければならない。
2 受注者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（契約金額）

第3条 業務に係る契約金額は、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）とする。

（契約期間）

第4条

- (1) 導入業務 契約締結日から令和6年5月31日までの間
- (2) 運営業務 令和6年6月1日から令和10年3月31日までの間

（契約保証金）

第5条 (A) 受注者が、発注者に納付すべき契約保証金は、免除する。
(B) 受注者が、発注者に納付すべき契約保証金は、金〇〇〇円とする。

（導入業務に係る代金）

第6条 発注者が受注者に支払うべき導入業務に係る代金は、第3条の契約金額のうち、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）とする。

（導入業務に係る業務完了報告）

第7条 受注者は、導入業務の完了後10日以内（当該期間の末日が導入業務に係る契約期間の末日を超えるときは、契約期間の末日まで）に業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。ただし、導入業務を既に行っている場合は、提出は要しない。

(導入業務に係る検査)

第8条 発注者は、前条の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内(当該期間の末日が導入業務に係る契約期間の末日を超えるときは、契約期間の末日まで)に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

(導入業務に係る代金の支払)

第9条 発注者は、前条の検査を終了した後、第6条に規定する導入業務に係る代金について、受注者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(運營業務に係る代金)

第10条 発注者が受注者に支払うべき運營業務に係る代金は、第3条の契約金額のうち、金〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円)とする。

(運營業務に係る業務完了報告)

第11条 受注者は、毎月の運營業務の完了後10日以内(毎年度3月分は、同月31日まで)に完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(運營業務に係る検査)

第12条 発注者は、前条の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内(毎年度3月分は、同月31日まで)に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

(運營業務に係る代金の支払)

第13条 発注者が前条の検査を終了した後、受注者は、第10条に規定する運營業務に係る代金について、分割支払表(別記2)に基づき、1か月ごとにその期間分を発注者に請求するものとし、発注者は受注者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第14条 受注者は、正当な理由によらないで第4条第1号の契約期間開始までの間に導入業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、発注者が業務の未履行部分に相応する代金相当額として定める額に対し年2.5パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改

正された後の率。次項及び第3項において同じ。) を乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、正当な理由によらないで第9条又は第13条に規定する期間(以下この項において「約定期間」という。)内に代金を支払わなかった場合は、約定期間の満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

3 発注者が第8条第1項又は第12条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間(以下この項において「遅延期間」という。)の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

(個人情報保護)

第15条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報取扱特記事項(別記3)を守らなければならない。

(特記事項)

第16条 受注者は、この契約による業務を処理するための暴力団排除措置について、暴力団排除に係る特記事項(別記4)を守らなければならない。

(損害賠償)

第17条 受注者は、正当な理由によらないで業務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第18条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が、発注者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき。
- (2) 受注者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき。
- (3) 受注者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき。
- (5) 受注者がこの契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。
- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

（違約金）

※第5条（契約保証金）で(A)を用いる場合

第19条 受注者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

※第5条（契約保証金）で(B)を用いる場合

第19条 受注者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 発注者は、第5条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 3 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

（権利の譲渡等）

第20条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第21条 受注者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（費用負担）

第 22 条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(協議)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、発注者及び受注者が両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 島根県松江市殿町 8 番地 1
島根県
島根県警察本部長 中 井 淳 一

受注者

別記1

仕 様 書

- 1 利用するサービス
SNSリアルタイム緊急情報サービス
(Spectee Pro(スペクティ プロ)ベーシックプラン)
- 2 作成するアカウント
PC版 1アカウント
- 3 契約期間
 - (1) 導入業務 契約締結日から令和6年5月31日までの間
 - (2) 運営業務 令和6年6月1日から令和10年3月31日までの間
- 4 履行場所
島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部
- 5 サービス導入業務
受注者は、契約起案開始日までの間に、次に掲げる業務を行うこと。
 - (1) 必要なアカウントの作成
 - (2) (1)のアカウントに係るID及びパスワードの発注者への通知
 - (3) (1)のアカウントによるサービスの利用を可能とするためのサービス側に必要な調整及び設定
 - (4) サービスの概要、利用方法等に関する取扱説明
 - (5) 取扱説明書等の参考図書の内納
 - (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、サービスの導入に必要となる業務
- 6 サービス運営業務
受注者は、契約期間の通期にわたり、5の(1)のアカウントによるサービスの利用が可能となるよう、次に掲げる運営業務を行うこと。
 - (1) 提供するサービスの維持
 - (2) システム障害等への迅速な対応
 - (3) サービスの仕様に大幅な変更が生ずる場合における発注者への連絡
 - (4) サービスの運営に関する発注者からの照会等への速やかな対応

(5) (1)から(4)に掲げるもののほか、サービスの運営に必要となる業務

7 情報セキュリティ侵害事案等事故に係る遵守事項

(1) 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）は、次のアからエのとおり

ア 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏洩又は目的外利用が行われた場合

イ 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合

ウ 保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合

エ アからウまでに掲げるもののほか、発注者又は受注者の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

(2) 受注者は、受注者の従業員または下請負者等の故意又は過失により事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

また、本契約の履行に際し、事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を委託者へ報告するよう努めること。

8 その他

(1) 暴力団排除措置

受注者は、島根県暴力団排除条例（平成 22 年島根県条例第 49 号）、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）の内容及び趣旨を十分理解し、業務を行うものとする。

(2) 協議

本仕様書に記載のない事項のうち、本件サービスの導入及び運営に必要と認められるものについては、発注者と協議の上、実施すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

(責任体制の整備)

第6 受注者は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託)

第8 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方の名称

(2) 再委託が必要な理由

(3) 再委託を行う業務の内容

(4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報

(5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容

(6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 受注者は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去及び廃棄)

第11 受注者はこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報又は受注者自らが取得した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、発注者の指定した方法により直ちに発注者に返還、消去又は廃棄するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

第12 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第13 発注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。受注者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

(漏えい等事案が発生した場合の対応)

第14 受注者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 発注者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記 4

暴力団排除に係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、島根県暴力団排除条例（平成 22 年島根県条例第 49 号）の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(下請等からの排除)

第2 受注者は、本契約に係る業務の下請又は再委託（受注者が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を関与させてはならない。

(契約解除)

第3 発注者は、受注者又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）第 4 条第 1 項の規定により入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

(不当介入等への対応)

第4 受注者は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、発注者に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(2) 受注者は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに受注者に報告するよう指導を行わなければならない。

(3) 受注者は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、発注者と協議しなければならない。

(4) 不当介入等を受けた受注者又は下請負人が、上記 (1) 又は (2) の報告及び通報を怠ったと認められるときは、発注者は受注者に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。